こうした地方税の原則に沿った地方税のあるべき姿についての考え方は次のとおりである。

⑴　今後増大する地方の財政需要を賄うための地方税の充実

地方が行うサービスに必要な費用は、自分たちが負担する地方税で賄う。それが自治の理想の形である。しかし、現行の地方税制はそれに十分に対応できているとはいえない。地方歳入決算額に占める地方税の割合は、約34%（平成23年度決算）にとどまっている。

さらに、地方自治体が身近なところで果たす医療、介護、子育て、障害者福祉などの社会保障サービスは、今後ますます増加が見込まれる。地球温暖化対策などの環境対策においても、地方が重要な役割を果たすことが期待されている。

このため、地方税は、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう、十分確保されなければならない。地方が担っている仕事量（歳出）の方が国の仕事量（歳出）よりも多い現状に鑑みれば、国と地方の役割分担に応じて、国と地方の税源のあり方を見直すことも必要である。

また、国が地方税の減収を伴う施策を実施する場合には、地方税を中心とした恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源が確保されなければならない。この点、フランスでは、地方歳入に占める自主財源（主として地方税収入）の比率を一定以上に維持すること、国の政策による地方の負担増を伴う権限の移譲や創設・拡充について、国が財源の手当をすることが、憲法及びそれに基づく組織法において明確に定められている。また、アメリカでは、連邦政府が財源措置することなく州政府や地方政府に強制事務を命じていた仕組みを抜本的に改めるための法律が制定されている。

⑵　分かち合いとしての地方税制の公平性の確保

公的サービスによる便益は、社会の構成員が広く享受するものであることから、租税は広く公平に分かち合うことが必要である。特に、地域住民や地域社会で活動する人々が相互に負担し合うという会費的性格を持つ地方税は、応益課税がふさわしい。

経済政策は歳出により対応することが基本である。税制を経済政策の手段として用いることは、税負担の公平の原則を歪めるものであり、真に必要な場合に限るべきである。特に、応益課税の性格の強い地方税では、事業税の社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置や、医療法人に対する軽減税率を含む税負担軽減措置等については、可能な限り行うべきではない。

⑶　地方分権改革の観点からの地方の自主性・自立性の強化

地方分権改革を進める観点からは、地方自治体の歳出のみならず歳入面でも自主性が発揮できるよう、課税自主権の拡大を進めるべきである。

地方税の税負担軽減措置等は、地域の実情と関係なく全国一律に税負担が軽減されることから、地方の自主性・自立性を損なう場合がある。このため、仮に地方税で税負担軽減措置等を導入する場合には、地方が地域の実情に応じて税負担の軽減割合などを自主的に定めることのできる、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）を活用すべきである。

⑷　税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

地方自治体は、地域の実情が様々に異なる中で、社会保障など住民生活に密着した基礎的な行政サービスを広く担っており、安定的な財政基盤を確立する必要がある。このため、地域間の税収格差が拡大しないよう、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築することが必要である。財政力の弱い地方自治体にとって貴重な財源となっている税の安易な軽減は、税収格差を拡大する恐れがあり、慎まなければならない。

2　社会保障・税一体改革の着実な推進

税制抜本改革法等の円滑かつ着実な施行を図ることにより、社会保障分野において重要な役割を果たしている、地方自治体に必要な社会保障財源を確保していかなければならない。税制抜本改革を進めていく上では、地方分権改革を推進するための税制を構築するという視点が重要である。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から、国と地方の税源のあり方を見直していくべきである。

社会保障・税一体改革は、国と地方を通じた社会保障の安定財源の確保と、財政の健全化を同時達成する観点から行うものである。このような一体改革の趣旨からすれば、税制抜本改革法に掲げられた個別間接税のあり方の見直しにおいて、地方の減収につながる見直しは可能な限り行うべきではない。個別間接税の課税目的や果たしている役割に、十分留意することが必要である。

また、消費税率の引上げにより広く国民に負担をお願いしている以上、特定分野のみ税負担を軽減することについては、慎重でなければならない。

税制の抜本改革が行われるまでの暫定措置として創設された地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、地方消費税率の引上げ時期を目途に抜本的に見直すとともに、地方法人課税のあり方を見直すことにより、地域間の税源偏在の是正の方策を講ずることとされている。このため、当審議会に「地方法人課税のあり方等に関する検討会」を設置し、国・地方の税制全体を通じた幅広い検討を専門的見地から行い、今月６日に報告書を取りまとめた。本報告書が、今後の地方法人特別税・譲与税制度及び地方法人課税のあり方の見直し等に資することを望むものである。

車体課税については、税制抜本改革法第７条において、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化の観点から見直しを行うとされている。このほか、平成25年度与党税制改正大綱（平成25年１月24日自由民主党・公明党）においても、車体課税の見直しの方向性が示されているところである。これらを踏まえ、自動車関係税制の見直しに関し専門的な検討を行うため、当審議会に「自動車関係税制のあり方に関する検討会」を設置し、議論を重ね、今月６日に報告書を取りまとめた。本検討会の意見が今後の地方税制改正の議論に生かされることにより、地方税のあるべき姿に資するよう期待したい。

消費税率の引上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、簡素な給付措置を実施することとされている。簡素な給付措置の実施に当たっては、その主体となる市町村の意見を十分に聞き、市町村の事務・費用の両面の負担に配慮することが必要である。

また、軽減税率の導入については、適用対象を合理的に設定することが困難であること、社会保障財源となる消費税率引上げによる増収分が目減りすること、インボイス方式など区分経理を導入することが必要となり、事業者、特に中小事業者の負担が増大することなど、様々な課題が存在する。公営企業の会計上の事務負担が増大することにも留意し、慎重に検討すべきである。

3　地方税のグリーン化

地球温暖化対策は、我が国のみならず地球規模の課題である。欧州諸国を中心とした諸外国では、1990年代以降、地球温暖化の要因となっている燃料などのCO_2排出源に対する課税強化などの施策が推進されている。地球温暖化はグローバルな課題であるが、その対策はローカルで考えなければならない。

多くの都道府県では、森林環境保全や水源環境の保全・再生などを目的に、個人住民税均等割に係る超過課税（森林環境税）を実施している。また、産業廃棄物の発生を抑制することなどを目的に、産業廃棄物税など法定外税の導入が広がっている。このように各地域が創意工夫をこらして、風土にあった循環型の税制を推進することが求められている。

地方税においては、自動車取得税における低燃費車に対する軽減措置や、環境性能の優れた自動車の税負担を軽減し、一定期間経過した自動車の税負担を重くする「自動車税におけるグリーン化」など、国税に先駆けて、環境配慮型の税制を構築してきたところである。今後さらに、地方税体系全体を、環境への負荷に応じた課税の割合を高める形に改めていかなければならない。こうした地方税のグリーン化は、汚染者負担の原則に沿うものである。環境の保全を図るために、地方自治体が提供するサービスからの受益に応じた税負担を求めるという意味で、応益課税の原則とも整合的である。